

文教委員會議録第十五号

昭和三十一年三月十四日(水曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 佐藤観次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 米田 吉盛君 理事 山崎 始男君

理事 伊東 岩男君 理事 稲葉 修君

北村徳太郎君 田中 久雄君

並木 芳雄君 町村 金五君

河野 正君 小牧 次生君

高津 正道君 辻原 弘市君

野原 覺君 平田 ヒデ君

山本 幸一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 式君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房総務課長) 齋藤 正君

官房総務課長 石井 昂君

専門員 石井 昂君

三月十四日

委員川崎秀二君、鈴木義男君及び柳

田秀一君辞任につき、その補欠とし

て北村徳太郎君、高津正道君及び山

本幸一君が議長の名で委員に選任

された。

三月十三日

教科書法案(内閣提出第二二二号)

同日

衆議院書庫に於て、増加配布

第一類第六号

文教委員會議録第十五号

昭和三十一年三月十四日

議案の審議(津崎重彦君紹介)(第

二二七五号)

写真技能師法制定に関する請願(島

村一郎君紹介)(第二九四号)

同(草野一郎平君紹介)(第二四三

号)

教育委員の公選制確立に関する請願

外三件(岡司亮君紹介)(第二九五

号)

戦争犠牲者慰霊の日制定に関する請

願(小笠原昭君紹介)(第一三〇一

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律の施行に伴う関係法律の整理

に関する法律案(内閣提出第一〇六

号)

私立学校法の一部を改正する法律案

(河野正君外二名提出、衆法第一一

号)

○佐藤委員長 これより會議を開きま

す。

まず地方教育行政の組織及び運営に

関する法律案並びに地方教育行政の組

織及び運営に関する法律の施行に伴う

関係法律の整理に関する法律案を一括

議題といたします。提案理由の説明を

求めます。清瀬文部大臣。

地方教育行政の組織及び運営に関

する法律案

地方教育行政の組織及び運営に

関する法律

目次

第一章 總則(第一条)

第二章 教育委員会の設置及び組

織

第一節 教育委員会の設置、委

員及び會議(第二条一

十五号)

第二節 教育長及び事務局(第

十六号一第二十二号)

第三章 教育委員会及び地方公共

団体の長の職務権限(第

二十三号一第二十九号)

第四章 教育機関

第一節 通則(第三十号一第三

十六号)

第二節 市町村立学校の教職員

(第三十七号一第四十

七号)

第五章 文部大臣及び教育委員会

相互間の関係等(第四十

八号一第五十五号)

第六章 雑則(第五十六号一第六

十七号)

附則

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の

設置、学校その他の教育機関の職

員の身分取扱その他の地方公共団体

における教育行政の組織及び運営

の基本を定めることとする。

第二章 教育委員会の設置及

び組織

第一節 教育委員会の設

置、委員及び會議

第二条 都道府県、市(特別区を含

む。以下同じ)町村及び第二十三

条に規定する事務の全部又は一部

を共同処理する市町村の組合に教

育委員会を開く。

(設置)

第三条 教育委員会は、五人の委員

をもつて組織する。ただし、町村

の教育委員会にあつては、条例で

定めるところにより、三人の委員

をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 委員は、当該地方公共団

体の長の被選挙権を有する者で、

人格が高潔で、教育、学術及び文

化(以下単に「教育」という。)

に関し識見を有するもののうちか

ら、地方公共団体の長が、議會の

同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、

委員となることができない。

一 選挙権者又は被選挙者で復権

を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち

三人以上(前条ただし書の規定によ

り委員の数を三人とする町村にあ

つては、二人以上)が同一の政党に

所属することとなつてはならない。

(任期)

第五条 委員の任期は、四年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

(兼職禁止)

第六条 委員は、地方公共団体の議

会の議員若しくは長、地方公共団

体に執行機関として置かれる委員

会の委員若しくは委員又は地方公

共団体の常勤の職員と兼ねること

ができない。

(罷免)

第七条 地方公共団体の長は、委員

が心身の故障のため職務の遂行に

堪えないと認める場合又は職務上

の義務違反その他委員たるに適し

ない非行があると認める場合にお

いては、当該地方公共団体の議會の

同意を得て、これを罷免すること

ができる。

2 地方公共団体の長は、委員のう

ち何人も所属していなかつた同一

の政党に新たに三人以上(第三条

ただし書の規定により委員の数を

三人とする町村にあつては、二人

以上)の委員が所属するに至つた

場合においては、これらの者のう

ち二人(第三条ただし書の規定に

より委員の数を三人とする町村に

あつては、一人)をこえる員数の

委員を当該地方公共団体の議會の

同意を得て罷免する。

3 地方公共団体(第三条ただし書

の規定により委員の数を三人とす

る町村を除く)の長は、委員のう

ち一人がすでに所属している政党

に新たに二人以上の委員が所属す

るに至つた場合においては、これ

らの者のうち一人をこえる員数の

委員を当該地方公共団体の議會の

同意を得て罷免する。

1

委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

4 地方公共団体の長は、委員のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 委員は、前四項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

（解職請求）

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することが出来る。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十六条第三項中「自治庁長官」とあるのは「自治庁長官及び文部大臣」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第

号）第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替へるものとする。

（失職）

第九条 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合においては、その職を失う。

一 第四条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第四百三十三条第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

（辞職）

第十条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することが出来る。

（服務）

第十一条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の規定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長）

第十二条 教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることが出来る。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行ふ。

（会議）

第十三条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 教育委員会は、委員長及び在任委員の半数以上が出席しなければならない。ただし、第五項の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前二項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に

直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することが出来る。

（教育委員会規則の制定等）

第十四条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することが出来る。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十五条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教育委員会の議事運営）

第二節 教育長及び事務局

第十六条 教育委員会に、教育長を置く。

2 都道府県に置かれる教育委員会（以下都道府県委員会という。）は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。

3 市町村又は第二条の市町村の組合におかれる教育委員会（以下市町村委員会という。）は、第六

条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県委員会の承認を得て、教育長を任命する。

し、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。

5 前項の教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

（教育長の職務）

第十七条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することが出来ない。ただし、市町村委員会の教育長については、当該市町村委員会の委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

（事務局）

第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。（指導主事その他の職員）

第十九条 都道府県委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 市町村委員会の事務局に、前項

の規定に準じて所要の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し意見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、教育委員会事務所に置かれる職員に關し必要な事項は、政令で定める。

（教育長の事務所の統括等）

第二十条 教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

（事務局職員の定数）

第二十一条 第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（教育長及び事務局職員の身分取扱）

第二十二條 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に關すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に關すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 学齡生徒及び学齡兒童の就學並びに生徒、兒童及び幼兒の入學、転學及び退學に關すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。

六 教科書その他の教材の取扱に關すること。

七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に關すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に關すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、兒童及び幼兒の保健、安全、厚生及び福祉に關すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十一 学校給食に關すること。

十二 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に關すること。

十三 体育に關すること。

十四 文化財の保護に關すること。

十五 ユネスコ活動に關すること。

十六 教育に關する法人に關すること。

十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に關すること。

十八 所掌事務に係る広報に關すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に關する事務に關すること。

（長の職務権限）

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に關すること。
- 二 私立学校に關すること。
- 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に關する契約を結ぶこと。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に關する収入及び支出を命令すること。

（事務処理の法令準拠）

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに當つては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに準地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基かなければならない。

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任することができる。

の権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任することができる。

（委任事務の指揮監督）

第二十七条 都道府県委員会又は都道府県委員会の教育長は、それぞれ、前条第三項若しくは第四項又は第五十八条第一項の規定により市町村委員会又は市町村委員会の教育長に委任した事務の管理及び執行に關し、当該市町村委員会又は当該市町村委員会の教育長を指揮監督することができる。

（教育財産の管理）

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に關する事務に係る部分その他特に教育に關する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第四章 教育機関

第一節 通則

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教

育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の必要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の必要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のために新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ

め当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第三十四条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特別法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第二節 市町村立学校の教職員

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三

十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六条第二項の規定にかかわらず、この法律第二十六條の規定によるものとする。

(市町村委員会の内申)

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 市町村委員会は、教育長の助言により、前項の内申を行うものとする。

(校長の所属教職員の進退に関する意見の申出)

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

(県費負担教職員の任用等)

第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八條第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該

県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、同条同項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(服務の監督)

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従ひ、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、市町村委員会に対し、一般的指示を行うことができる。

(職階制)

第四十四条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

(研修)

第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)

第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十條第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

(地方公務員法の適用の特例)

第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

規 定	読み替えられる 字句	読み替える 字 句
第十六条各号列 記以外の部分	職員	職員(第三号の場合にあつては、 都道府県教育委員会又はその権 限の委任を受けた者の任命に係 る職員及び懲戒免職の処分を受 けた当時属していた地方公共団 体の職員)
第十六条第三号	当該地方公共団 体において	都道府県教育委員会(都道府県 教育委員会から権限の委任を受 けた者を含む。)により
第二十九条第一 項第一号	この法律若しく は第五十七条に 規定する特例を 定めた法律	この法律、第五十七条に規定す る特例を定めた法律若しくは地 方教育行政の組織及び運営に關 する法律(昭和三十一年法律第 号)
第三十四条第二 項	任命権者	市町村教育委員会
第三十七条	地方公共団体	都道府県及び市町村
第三十八条	任命権者	市町村教育委員会
2 前項に定めるもののほか、県費 負担教職員に対して地方公務員法 の規定を適用する場合における技 術的統替は、政令で定める。		及び管理並びに整備に關し、指 導及び助言を与えること。 二 学校の組織編制、教育課程、 学習指導、生徒指導、職業指 導、教科書その他の教材の取扱 その他の学校運営に關し、指導及 び助言を与えること。 三 学校における保健及び安全並 びに学校給食に關し、指導及び 助言を与えること。 四 校長、教員その他の教育関係 職員の研究集会、講習会その他 研修に關し、指導及び助言を与 え、又はこれらを主催するこ と。 五 生徒及び児童の就學に關する 事務に關し、指導及び助言を与 えること。 六 青少年教育、婦人教育及び公 民館の事業その他社会教育の振 興並びに芸術の普及及び向上に 關し、指導及び助言を与えるこ と。
第五章 文部大臣及び教育委 員会相互間の關係等 (文部大臣又は都道府県委員会 の指導、助言及び援助) 第四十八条 地方自治法第二百四十 五条の三第一項又は第四項の規定 によるほか、文部大臣は都道府県 又は市町村に対し、都道府県委員 会又は市町村に対し、都道府県又 は市町村の教育に關する事務の適正 な処理を図るため、必要な指導、 助言又は援助を行うものとする。 2 前項の指導、助言又は援助を例 示すると、おおむね次のとおりで ある。 一 学校その他の教育機関の設置		七 体育の普及及び振興に關し、 指導及び助言を与えること。 八 指導主事、社会教育主事その 他の職員を派遣すること。 九 教育及び教育行政に關する資 料、手引書等を作成し、利用に 供すること。 十 教育に係る調査及び統計並び に広報に關し、指導及び助言を 与えること。 十一 教育委員会の組織及び運営 に關し、指導及び助言を与える こと。 (基準の設定) 第四十九条 都道府県委員会は、法 令に違反ししない限り、市町村委員 会の所管に屬する学校その他の教 育機関の組織編制、教育課程、教 材の取扱その他の学校その他の教育 機関の管理運営の基本的事項につ いて、教育委員会規則で、教育の 水準の維持向上のため必要な基準 を設けることができる。 (高等学校の通学区域の指定) 第五十条 都道府県委員会は、高等 学校の教育の普及及びその機会均 等を図るため、教育委員会規則 で、当該都道府県内の区域に応じ て就學希望者が就學すべき都道府 県委員会又は市町村委員会の所管 に屬する高等学校を指定した通学 区域を定める。ただし、一の通学 区域内にある都道府県委員会又は 市町村委員会の所管に屬する高等 学校に就學希望者が集中する等特 別の事情がある場合においては、 通学区域について必要な調整を行 うことができる。 2 前項の場合において、市町村委 員会の所管に屬する高等学校に係 る部分については、都道府県委員 会は、あらかじめ当該市町村委員 会の意見をきかなければならな い。 (文部大臣及び教育委員会相互間 の關係) 第五十一条 文部大臣は、都道府県 委員会又は市町村委員会相互の間 の、都道府県委員会は市町村委員 会相互の間の連絡調整を図り、並 びに教育委員会は、相互の間の連 絡を密にし、及び文部大臣又は他 の教育委員会と協力し、教職員の 適正な配置と円滑な交流及び教職 員の勤務能率の増進を図り、もつ てそれぞれその所掌する教育に關 する事務の適正な執行と管理に努 めなければならない。 (文部大臣又は都道府県委員会の 措置要求) 第五十二条 文部大臣は、地方自治 法第二百四十六条の二の規定にか かわらず、地方公共団体の長又は 教育委員会の教育に關する事務の 管理及び執行が法令の規定に違反 しているとき、又は著しく適正を 欠き、かつ、教育の本来 の目的達成を阻害しているものが あると認めるときは、当該地方 公共団体の長又は教育委員会に対 し、その事務の管理及び執行につ いて違反の是正又は改善のため必 要な措置を講ずべきことを求める ことができる。 2 文部大臣の前項の規定による措 置は、市町村長又は市町村委員会 の教育に關する事務の管理及び執 行に係るものについては、都道府 県委員会をして行わせる。ただ し、文部大臣は、必要があると認 める場合においては、自ら当該措 置を行うことができる。 3 市町村長又は市町村委員会は、 前項本文の規定による都道府県委 員会の措置に異議があるときは、 その措置があつた日から二十一日 以内に、文部大臣に対し、その意 見を求めることができる。この場 合においては、文部大臣は、その 意見を求められた日から九十日以 内に、理由をつけて、その意見を 市町村長又は市町村委員会及び 関係都道府県の教育委員会に通知し なければならない。 4 文部大臣は、自ら地方公共団体 の長に対して第一項の規定による 措置を行おうとする場合において は、あらかじめ内閣総理大臣に協 議しなければならない。 (調査) 第五十三条 文部大臣は、第四十八 条第一項、第五十一条及び前条の 規定による権限を行うため、必要 があるときは、地方公共団体の長 又は教育委員会が管理し、及び執 行する教育に關する事務につ いて、必要な調査を行うことができ る。 2 文部大臣は、前項の調査に關 し、都道府県委員会をして、市町 村長又は市町村委員会が管理し、 及び執行する教育に關する事務に ついて、その特に指定する事項の 調査を行わせることができる。

(資料及び報告)

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基づいて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県教育委員会は市町村長又は市町村教育委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に關し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督)

第五十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替へるものとする。

第六章 雑則

(学校給食用物資の取得のあつせん)

第五十六条 都道府県教育委員会は、都道府県内の学校の学校給食の普及を図るため、当該学校の学校給食用物資の取得に關し、必要なあつせんを行うことができる。

(保健所との関係)

第五十七条 教育委員会は、学校身体検査その他学校における保健に關し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団

体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に關する資料の提供その他学校における保健に關し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に關する特例)

第五十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を包括する都道府県の教育委員会は、第三十七条の規定にかかわらず、指定都市の設置する学校(大学を除く。)の県費負担教職員(の任免、給与の決定、休職及び懲戒に關する事務を当該指定都市の教育委員会に委任する。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び教育公務員特例法第十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

3 指定都市の教育委員会に置かれる教育長については、第十六条第三項の規定にかかわらず、当該指定都市を都道府県とみなして、同条第二項の規定を適用する。

(都に關する特例)

第五十九条 第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされている事項のうち、都の特別区の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の教育課程及び教材の取扱に係るものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

(組合に關する特例)

第六十条 市町村が第二十三条に規定する事務の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

2 市町村が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十五条の議決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県教育委員会の意見をきかなければならない。

4 第二十三条に規定する事務の一部を共同処理する市町村の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六条の規定にかかわらず、その組合を組織する市町村の教育委員会の委員と兼ねることができる。

5 前四項に定めるもののほか、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の規定を定めることができる。

(政令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、市町村の廢置分合があつた

場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第二章、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第四項並びに附則第二十条から第三十条まで及び第二十五条の規定(以下「教育委員会の設置関係規定」という。)は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号。以下「旧法」という。)は、昭和三十一年九月三十日限り、廢止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

(委員の経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」という。)中教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧法の規定による教育委員会(以下「旧委員会」という。)の委員(新法第四十二条に該当する者を除く。以下「旧委員」という。)は、昭和三十一年九月三十日まで

の間(旧法の規定による選挙による委員(以下「旧公選委員」という。))としての任期又は旧法の規定により議会の議員のうちから選挙された者(以下「旧議員委員」という。))の議員としての任期が同日まで満了する場合にあつては、それぞれその任期が満了する

日までの間、引き続き新法の規定による教育委員会(以下「新委員会」という。)の委員(以下「新委員」という。)として在任するものとする。この場合において、新委員として在任する者の数が新法第三条に規定する定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて、当該新委員会の委員の定数とし、これらの委員が欠けた場合においては、これに應じて、その定数は、同条に規定する定数に至るまで減少するものとする。

2 前項の場合においては、新委員会は、新委員として在任する者のうちから委員長を選挙するものとする。

第四条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧委員が旧議員委員のみである場合においては、当該旧議員委員は、旧法第八十二条の規定にかかわらず、教育委員会の設置関係規定の施行の日旧議員委員たる職を失うものとする。ただし、附則第七条の規定により選挙を行う場合には、この限りでない。

2 教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、旧公選委員の任期が満了し、又は旧公選委員がすべて欠けたため、旧議員委員のみが在任することとなつた場合においては、旧議員委員は、当該旧公選委員の任期が満了した日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日に新委員たる職を失うものとする。

第五条 教育委員会の設置関係規定

の施行の際、現に在任する旧委員会の旧公選委員の数が一以上であつて、旧議員委員と合せても新法第三条に規定する定数に満たないときは、附則第七条の規定により選挙を行う場合を除き、地方公共団体の長が新法第四条の規定によりその満たない数の委員を任命するものとする。教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者が欠け、新法第三条に規定する定数に満たないこととなつたときも、また、同様とする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間（旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間）、在任するものとする。

第六条 附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者のうち旧議員委員である者については、新法第六条の規定にかかわらず、当該旧議員委員が新委員として在任する間は、なお、従前の例による。

（選挙期日が告示されている場合の経過措置）

第七条 旧法の規定による教育委員会の委員の選挙で、教育委員会の設置関係規定の施行の際、すでにその選挙の期日が告示されている

ものについては、なお、従前の例による。

2 前項の規定による選挙において選挙された委員については、その者を教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する旧公選委員とみなして、附則第三条の規定を適用する。

（最初に任命される委員の任期）

第八条 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員（附則第五条の規定によつて任命される委員を除く。）の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

（最初の教育委員会の招集）

第九条 前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

（教育長の経過措置）

第十条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長は、新法第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までの間（旧法第四十一条第三項の規定による教育長の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員

のすべてが欠けるに至つた日までの間）、引き継ぎ新法の規定による教育長として在任するものとする。

（職務局職員の経過措置）

第十二条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在任する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

第十三条 新法第五十八条第三項中「指定都市」とあるのは、指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第百五十五条第二項の市」と読み替へるものとする。

（学校その他の教育機関の経過措置）

第十四条 新法（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するもののうち、その設置について条例に基かなければならないこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して六月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

（学校その他の教育機関の職員の経過措置）

第十五条 新法の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するものの職員として在任する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

（恩給に關する経過措置）

第十六条 旧法第八十四条の規定により恩給法の適用を受けるものとされてゐた者の恩給法の適用については、なお、従前の例による。その者が新法の施行後引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の適用についても、また、同様とする。

（休職又は懲戒に關する経過措置）

第十七条 新法の施行の際、現に県費負担教職員である者が休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又は県費負担教職員に係る新法の施行前の事案に係る懲戒処分に關しては、なお、従前の例による。この場合において、新法の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者又はその委任を受けた者が新法の定めるところにより懲戒処分を行うものとする。

（不利益処分に關する経過措置）

第十八条 新法の施行前に県費負担教職員に対し行われた不利益処分に關する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

（臨時待命）

第十九条 県費負担教職員について地方公務員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十二号）附則第三項の規定により条例で定めることができるものとされている臨時待命に關する事項は、都道府県の条例で定める。（条例又は教育委員会規則の経過措置）

て制定された条例及び教育委員会規則とみなす。

第二十一条 この附則に特別の定めがあるものを除き、新法の施行の際、旧委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分が現に効力を有するものは、それぞれ新委員会が新法その他の法令の各相当規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該処分が期間がつけられていたときは、当該期間は、当該処分が行われた日から起算するものとする。

第二十三条 旧法の規定により教育委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により地方公共団体の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、教育委員会から当該地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二十四条 旧法の規定により市町村委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、市町村委員会から都道府県委員会に引き継がなければならない。

（政令への委任）
第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）
第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、「第二十一条乃至第七十三条 削除」を「第二十条乃至第七十三条 削除」に改める。

第二十一条中「教育委員会の委員」を「教育委員会の委員長」に改める。

第一百八十条の八第一項中「教科内容」を「学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱」に改める。

第二百八十一条第二項第一号ただし書中「教科内容及びその取扱」を「教育課程、教材の取扱」に改める。

附則第六条中「第四百四十一条第二項」の下に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第六条第三項」を加え、「当分の間、」を「昭和三十一年三月三十一日までの間に限り、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、市町村

の教育委員会は、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとする。
（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第六号を次のように改める。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）による教育委員会の教育長又は同法第十九条に規定する職員

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）
第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二条」に、「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第四十二条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三号とする。

（教育公務員特例法の一部改正）
第四条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。
（採用及び昇任の方法）
第十三条 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附

置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

2 文部大臣は、前項の選考の権限を校長に委任することができ

第十三条の二中「公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第四十条に定める場合のほか、公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第十六条を次のように改める。
（採用及び昇任の方法）
第十六条 教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。）の採用は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

第十七条を次のように改める。
（教育長の給与等）
第十七条 教育長については、地方公務員法第二十二條から第二十五條まで（条件任用及び臨時任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

第二十七條 教育長については、地方公務員法第二十二條から第二十五條まで（条件任用及び臨時任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条第二項を次のように改める。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十条第三項中「所轄庁」を「任命権者」に改める。

第二十一条第一項中「所轄庁」を「任命権者」に改め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担職員については、市町村の教育委員会に改める。

第二十一条の四を削る。

附則第二十五條第一項第八号を削る。

附則第二十五條の四を次のように改める。

第二十五條の四 削除

附則第二十五條の七を削る。
（文部省設置法の一部改正）
第五條 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 地方公共団体の長又は教育委員会に対し、教育、学術、文化及び宗教の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠

「共団体の議会の議員の補欠議員」に改める。

第二百六十二條第三号及び第四号中「知事及び都道府県教育委員」を「及び知事」に改める。

第二百六十四條の見出し中「並びに教育委員会の委員」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「並びにその教育委員会の委員」を削り、同条第二項中「並びに都道府県教育委員会の委員の選挙に關する前条第五号の二、第六号、第九号、第十号の二及び第十二号に掲げる費用」を削り、同条第四項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第二百六十七條第一項中「及びその組合に設置した教育委員会の委員の選挙」を削り、同条第二項中「都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県教育委員会の委員」を「並びに都道府県の議会の議員及び長」に改める。

第二百六十九條中「都道府県教育委員会の委員」を削り、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

(圖書館法の一部改正)
第八條 圖書館法(昭和二十五年法律百十八号)の一部を次のように改正する。

第七條 次のように改める。

第七條 削除

第八條中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。町村)」に改める。

第十條第二項を削る。

第十六條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十五條に次の一項を加える。

2 都道府県教育委員会は、私立圖書館に対し、その求めに応じて、私立圖書館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第二十九條第二項中「第七條」を「第二十五條第二項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)
第九條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第九十九條の三第四項を削る。

(産業教育振興法の一部改正)
第十條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(博物館法の一部改正)
第十一條 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條 次のように改正する。

第七條 削除

第十八條第二項を削る、同条第二十二條第二項を削る、同条第二十七條に次の一項を加える。

2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導

又は助言を与えることができる。

第二十九條中「第七條及び」を「第九條及び第二十七條第二項」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)
第十二條 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項後段を削る。

第十二條 次のように改める。

第十九條第三号中「教育長」を削る。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)
第十三條 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)
第十四條 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(町村合併促進法の一部改正)
第十五條 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九條の二 次のように改める。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法の一部改正)
第九條の二 削除

第十六條 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「当該地方公共団体が」を「当該地方公共団体が」に改め、「地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所轄するその執行機關」を削る。

(教育職員免許法の一部改正)
第十七條 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律の一部改正

第十七條 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律(昭和二十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部改正)
第十八條 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第五條中「前条第一項を「前条」に改める。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部改正)
第十九條 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 次のように改める。

第九條 削除

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一

条中地方自治法第二十條、第二百一十一條及び附則第六條の改正規定、第二條、第四條中教育公務員特例法第十六條、第十七條及び第二十一條の四の改正規定、第五條中文部省設置法第五條第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八

條の改正規定、第七條、第十五條、第十六條及び第十七條中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律附則第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第一

條に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

(県費負担教職員の定数条例の経過措置)
2 この法律(附則第一項ただし書

に係る部分を除く。以下附則第四項までにおいて同じ。）の施行の際、現に改正前の市町村立学校職員給与負担法第三条の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一条の規定に基いて制定されたものとみなす。

(教育公務員に對する所轄庁の許可の経過措置)

3 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により所轄庁の許可を受けている者は、改正後のこれらの規定により任命権者の許可を受けたものとみなす。

(員費負担教職員の給与条例等の経過措置)

4 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十五条の四の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十二条の規定に基いて制定されたものとみなす。

(恩給に関する経過措置)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律による廃止前の旧教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)による教育委員会の教育長又は同法第四十五条に規定する職員に對する恩給法の適用については、なお、従前の例による。

(就学規定)

6 指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間、改正後の文部省設置法第五条第一項第十九号

の三中「第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。）」とあるのは「第百五十五条第二項の市(以下「五大市」という。）」と、改正後の同法第八十一条の二中「指定都市」とあるのは「五大市」と読み替えるものとする。

(選挙期日が告示されている場合の教育委員会の委員の選挙の経過措置)

7 この法律(附則第一項ただし書に係る部分に限る。以下同じ。)の施行の際、すでに選挙の期日の告示されている教育委員会の委員の選挙については、改正後の公職選挙法の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(合併市町村の教育委員会の委員の経過措置)

8 この法律の施行の際、現に改正前の町村合併促進法第九条の二の規定によつて市町村の教育委員会の委員として在任する者に対する地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第三条の規定の適用については、その者を同条に規定する旧公選委員と、その者の改正前の町村合併促進法第九条の二の規定により協議して定めた在任期間の満了する日を地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第三条に規定する旧公選委員の任期が満了する日とみなす。

(助役が兼ねている教育長の経過措置)

9 この法律の施行の際、現に改正前の地方自治法附則第六条の規定によつて教育長を兼ねている助役

は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の際現在に在任する教育長とみなして、同法附則第十条の規定を適用する。

○清瀬國務大臣 今回政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、現在の教育委員会制度を改正いたしますとともに、地方公共団体における教育行政の組織、運営に諸種の改善を加えようとするものでございす。

御承知のごとく、地方公共団体における教育事務は、その一部を除き教育委員会が担当しているものであります。この教育委員会は、まず昭和二十三年秋都道府県、五大市及び若干の市町村に設置され、昭和二十五年秋また若干の市に設置された後、昭和二十七年秋に至つて全国すべての市町村に置かれたのであります。いわゆる六・三制の実施、教科内容の改善、社会教育の振興等に漸次その成果をあげて参つたのであります。しかしながら、教育委員会制度は、占領下早急の間に他の諸施策とともに、採用、実施せられた制度でもあり、検討を加えなければならぬ問題も多く包蔵しているものでございす。昭和二十七年全市町村に教育委員会が設置された後も、教育委員会制度に對する改正意見が、公の機関やその他の機関または団体からいろいろと述べられて参つた次第でございす。

政府は、かねてより、これら諸種の見解を慎重に研究し、教育委員会の

実情をいろいろと検討をいたして参りましたが、この際現行の制度を再検討すべきであると考え、現行制度のとるべき点と、改むべき点は改め、加えるべき事項はこれを付加して、新たな立法を行うこととし、この法案を作成いたしました次第でございす。

この法案を提出いたします点について、特に考慮を払いました重点は、次の二点でございす。

第一に、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和を進めるとともに、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保することを目標といたしたのでございす。

わが国の教育は、地方公共団体の努力に負うところがきわめて大きいのであります。すなわち、国立及び私立の学校を除いて小中学校の義務教育はもとより、高等学校、幼稚園さらには大学に至るまで市町村や都道府県の手によつて維持経営されておるのであります。すなわち、青少年教育、婦人教育をはじめ、各般の社会教育もそれらの地方公共団体の手によつて推進されているのであります。したがって、わが国の教育の振興をはかりますためには、これらの地方公共団体における教育行政の運営が中正かつ円滑に行われることが必要であります。

知事や市町村長は、申すまでもなく、民主的な公選による機関であります。が、本来独任制でありますから、教育のごとく中立を要求せられる事務については、別に合議制機関をもつて事務を担当せしめる必要があります。しかししてすでに述べましたごとく、教育の振興のために、わけても義務教育の普及をはかりましたために教育に關

する事務の相当な部分を市町村が担当しているものであります。学校その他の教育施設の整備だけでなく、学校の運営を管理助成し、教職員の指導に努め、社会教育の振興をはかる上には、この市町村に期待するところ大きいものがあります。その上町村合併の進展の結果、市町村の行政能力は、強化されようとしておるのでありますから、この法案は、都道府県のみならず、すべての市町村に合議体の執行機関として教育委員会を存置することとしたのであります。

なお、従来の運営の実際にかんがみ、その組織及び権限に必要な改正を加えたのであります。すなわち、委員の選任方法は直接公選の制度を改め、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すること等の措置を講ずるとともに、教育委員会と知事や市町村長との間の権限に調整を加えることとしたのであります。すなわち、いわゆる予算案、条例案の二本建制度を廃止しますとともに、教育財産の取得及び処分権限、教育事務にかかる契約の締結権限、収入または支出の命令の権限を知事や市町村長に移すこととしたのであります。両者の関係を調整し、地方公共団体における教育行政の円滑な運営とその振興をはかりたい所存であります。

第二にこの法案の重点といたします点は、国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度を樹立しようということでありす。わが国の教育は前にも述べました通り都道府県、市町村の個々の地方団体の努力に負うてゐるものであります。それらは決して個々独自のものではなく、全体として国の教育

ることの証左でありますし、また現在都道府県が小中学校の教職員の給与を負担いたしておりますことも、市町村の担当する義務教育等の振興をはかる上に、都道府県の協力が必要であることを物語っているものであります。

今回、小中学校等の教職員の任命権を都道府県委員会に担当させようと思いますことは、これらの学校の運営を円滑に行う趣旨にはかなりません。しか

また教育長の任命につきまして、文部大臣なり、都道府県の教育委員会の承認を要することとしたしゆえんのものは、教育委員会における教育長の地位に照らし、これにより教育行政の国、都道府県、市町村一体としての運営を期したいと考えたからにはかなりません。

以上が、この法案の基本的な考え方となつてゐるものであります。

定を取りまゝとめて、この法律案を提出した次第であります。

以上、簡単にございますが、この法案の提案理由を御説明申し上げます。

何とぞ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案とあわせて、慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長　次に緒方初等教育局長

置及び組織について必要な規定が定められております。

第一節では、教育委員会の設置、委員及び会議について規定しております。

まず、教育委員会は、都道府県及び市町村はもちろん、教育事務の全部または一部を共同処理する市町村の一部事務組合にも置くものとし、委員会は五人の委員で組織することを原則としておりますが、町村またはその一部事務

第二節では、教育長及び事務局の組織について所要の規定を設けております。教育長の任命に当り、都道府県、教育長は文部大臣の、市町村の教育長は都道府県教育委員会の承認を得るものとしたしましたのは、地方公共団体の行い教育行政に因または都道府県としておのずから必要な水準の維持と調整をはかり、国、都道府県及び市町村一体としての教育行政制度を樹立する

ため、教育委員会における教育長の地位にかんがみ、その人選に適切を期せんとする趣旨に出たものであります。
なお、市町村の教育長について委員のうちから選任することとしたしてありますのは、機構の簡素化をはかったものであります。その他教育委員会の権限に属する事務を処理させるための事務局の設置、事務局の内部組織、指導主事その他の事務局職員、その職務、定数に関する規定、その他職員的身分取扱について所要の規定を設けました。

第三章においては、教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限について必要な規定を定めました。地方公共団体の長と教育委員会との調和を進めるため、従来、教育委員会の権限とされてきた教育財産の取得及び処分権、支出命令権、教育事務のための契約の締結権は、これを地方公共団体の長の権限とし、予算案、条例案についてのいわゆる二本建制度は廃止して、両者の権限を明示し、地方公共団体における円滑な教育行政の運営を期待しようとするものであります。しかしながら、教育委員会の所掌事務にかかるとして、教育委員会に教育に関する事務について定める条例その他の事項の反映をはかるため、その議案を作成する場合に地方公共団体の長は、教育委員会の意見を聞かなければならないこととしたしました。

その他教育財産の取得は、教育委員会の申し出を待って、地方公共団体の長が行い、長の総括のもとに教育委員会が管理するものとしたしました。
なお、実情に即応して教育行政が運

営されますため、教育委員会の事務は、教育長、学校その他の教育機関の職員に委任できることとし、また、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に事務の委任を行い得る方途を購じ、委任事務について市町村の教育委員会を指揮監督できるものとする事としたしました。

第四章においては、地方公共団体に設置される学校その他の教育機関について基本的な必要規定を設けました。地方公共団体が設置する学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものについては教育委員会が所管することを明らかにし、これらの教育機関の職員については、その設置、任命及び人事管理について必要な規定を設けるとともに、校長その他の教育機関の長に所属職員の進退について任命権者に意見を具申することができる旨の規定を設けて、これらの長の地位を明定いたしました。

さらに、教育委員会は、その所管する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めるものとする旨の規定を設け、この規則には学校における教科書以外の教材の使用について、教育委員会に届け出させ、または承認を受けさせることとする定めを設けるものとする旨の規定を設けました。
次に、都道府県がその給料等を負担する市町村立学校の教職員の身分取扱いにつきまして、現行制度とは異なつた人事制度をとることとしたしました。昭和二十七年の市町村教育委員会の全面設置以来市町村の教育委員会

が、その管理する学校の教職員の人事管理を行なつてきたのであります。人事交流、任命権の行使と給与負担の調整等その運用の上において支障を生じている面もございまして、今回都道府県が給与を負担する教職員の任命権は都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会の内申を待って行うものとし、必要に応じて都道府県の教育委員会は、その事務の一部を市町村の教育委員会に委任し、また市町村の委員長等に補助執行させることができることとする規定を設けました。従いまし

て、これら教職員は、身分は市町村の公務員であります。都道府県の教育委員会が任命権を行使いたします関係上、その任免、給与、分限及び懲戒に関する条例は、都道府県の条例で定めるものとし、市町村を異動する場合においても、地方公務員法の分限規定にかかわらず特別の形式で取扱ひができることとしたしました。しかし、一方教職員は市町村が設置し管理する学校に勤務し、市町村の処理する教育事務に従事する職員でありますから、これら教職員の職務の執行が適正に行われていくか否かという服務の監督は学校の管理者である市町村の教育委員会が行うこととしたしますとともに、任命権者としての都道府県の教育委員会は、これら教職員の任免その他の進退を適切に行うことができるよう、市町村の教育委員会が行います教職員の服務の監督について一般的な指示が行い得るよう規定を設けました。

その他これら都道府県がその給料等を負担する教職員の定数は都道府県の条例で定め、各市町村ごとの定数は、都道府県の教育委員会が市町村の教育

委員会の意見を聞いて定めるものとし、その他職階制、研修、勤務成績の評定について規定するほか、地方公務員法の適用その他について必要な規定を設けることとしたしました。

第五章においては、文部大臣及び教育委員会並びに地方公共団体の長との関係について規定いたしました。従来、文部大臣の都道府県または市町村に対する関係及び都道府県の教育委員会の市町村の教育委員会に対する関係については、それぞれ地方自治法及び教育委員会法に技術的な指導助言または勧告をなし得る旨の規定があり、文部省設置法にも若干の規定が設けられておりましたが、地方公共団体における教育行政に対する国の指導的地位を明らかにし、国、都道府県及び市町村の教育行政は連係して運営せられるべき態勢を樹立するために、ここに一章を設けて文部大臣及び教育委員会相互間の関係等について規定を設けました。

まず、文部大臣は都道府県または市町村に対し都道府県の教育委員会は市町村に対し、必要な指導、助言または援助を行うものとし、その内容を例示いたしました。次に、文部大臣は、教育委員会または地方公共団体の長の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反する等教育本来の目的達成を阻害しているものと認めるときは、教育委員会または地方公共団体の長に対し必要な是正の措置の要求を行うことができることとし、それが市町村長または市町村教育委員会の所掌にかかるとはならず、場合によつては、都道府県の教育委員会をして行

その他文部大臣は、これらの指導、助言、援助及び措置要求を行うため必要があるときは教育委員会または地方公共団体の長の執行する事務について調査を行うことができることとしたしました。

さらに、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の組織編成、教育課程、教材の取扱いその他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができることとし、また都道府県内の公立の高等学校について、通学区を定めることとしております。

第六章においては、学校給食用物資の取得のあっせん、教育委員会と保健所との協力について所要の規定を設けましたほか、いわゆる五大市に対する特例等を規定いたしました。すなわち、指定都市に對しては、都道府県の教育委員会が行使用することとなり、まず教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務は指定都市の教育委員会に法定委任することとし、これら教職員の研修は、指定都市の教育委員会が行う旨を定めました。
なお、指定都市の教育委員会の教育長につきましては、委員のうちから任命することとせず、都道府県の教育長と同様委員のほかから文部大臣の承認を得て教育委員会がこれを任命することとしたしました。
さらに、特別区に関する特例及び教育事務を処理する組合を設ける場合における必要な規定を整備いたしました。最後に附則といたしまして、この法

律は、昭和三十一年十月一日から施行するものとし、教育委員会の設置及び委員の任命その他教育委員会の組織に関する関係規定は公布の日から施行することとした。

現在教育委員会の委員である者は、昭和三十一年九月三十日までの間、同日以前にその任期が満了します委員につきましては、その任期満了の日まで、なお、委員として在任するものとした。

この法律が公布になりますとき、すでに教育委員会の委員の選挙の告示が行われているものについては、選挙を行うこととし、この法律公布後昭和三十一年九月三十日までの間に委員に欠員を生じたときは、公選の委員が一人もいなくなったときを除いて、この法律の規定に従って同日までを任期とする委員を任命することとした。

この法律で整理をいたしております法律は、二十に及んでおります。いずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案（以下、新法と略称します。）の内容と関連する事項を調整し、もしくは、同法の施行に伴い新たに付加すべき事項を規定し、または不用規定を整理いたしましたものであります。

まず第一条においては、地方自治法の整備をいたしました。

同法第二十条は、教育委員会の委員の選挙に関する規定であります。公選の選挙の廃止に伴い、同条を削除いたしました。

在の同法第三条には、その給料等を都道府県が負担する市町村立学校の教職員（以下、県費負担教職員という。）の市町村ごとの定数は、都道府県の条例で定める定数の範囲内で市町村の教育委員会が定めることを規定しておりますが、今回、右の定数は、都道府県の教育委員会が、市町村の教育委員会の意見を聞いて定めることに改めましたので、これに伴い、同条を削除いたしました。

次に、本法第四条においては、教育公務員特例法に所要の調整を加え、その任命権を都道府県教育委員会が行ふことになりましたことに伴い、採用志願者名簿の制度はその意義を失いましたので、その制度を廃止し、規定の整備をいたすとともに、教育長の選任方法の改正、指導主事の資格の変更に伴い、教育長及び指導主事の任用資格を同法から削除いたしました。また、校長の任用資格に関する規定は、別途整備することとして整理をいたしました。その他教育長の給与、研修等に関する規定の整備または整理をいたしましたものであります。

第五十条では、文部省設置法に所要の調整を加えました。新法に規定してあります文部大臣の権限、すなわち、文部大臣の教育委員会または地方公共団体の長に対する必要な措置要求と、都道府県及び五大市の教育長の任命にかかる承認の権限を文部省設置法に明定いたしました。

するいわゆる二本建制度等の廃止に伴いまして、社会教育委員の定数等に関する条例案、公民館設置条例案等に関する不用規定を整理いたしました。なお、現行第三十九条の公民館に対する指導助言は、公立公民館については新法の規定により措置することとし、私立公民館については規定した次第であります。

第七十条は、公職選挙法の一部改正でありまして、改正部分は同法中数十条にわたっておりますが、これらは、全部教育委員会の委員の公選制を廃止したことに伴い不用となった部分の整理でございます。

次に、第八条から第十二条までは、図書館法、文化財保護法、産業教育振興法、博物館法及び青年学級振興法につき、指導、助言関係の規定を整備し、または準用規定の消滅に伴う不用規定を整理して、大体第六条と同趣旨の調整をいたしました。

えられますので、かかる特例を認める理由に欠けることになったからであります。

第十六条では、地方公共団体の組合に教育委員会が全面設置されることに伴い、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律中不用字句を整理いたしました。

第十七条においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則中、教育長、指導主事及び校長の任用資格の特例に関する規定を、本法第四条の教育公務員特例法の一部改正で申し上げました趣旨から削除いたしました。

施行の日から施行することとしたし
した。

附則第二項から第四項までは、県費
負担教職員の定数条例、給与条例ある
いは教育公務員の研修または兼職に関
する許可についての経過措置を規定し
たものであります。

附則第五項では、旧法により恩給法
の準用を受けていた旧教育委員会の教
育長または事務局職員の恩給法上の取
扱いについて所要の経過規定を設けま
した。

附則第六項は、地方自治法の一部を
改正する法律案との調整をはかり、い
わゆる五大市について所要の読みかえ
規定を設けたものであります。

附則第七項は、この法律公布の日
すでに選挙期日が告示されている教育
委員会の委員の選挙については、なお
従前どおり選挙を行うこととしたもの
であります。

附則第八項では、改正前の町村合併
促進法の規定によって町村合併後引き
続き選挙による委員として在任してい
る者は、本来の公選委員同様本年九月
三十日を限度として、それまでに町村
合併促進法の規定により定められた在
任期間が満了する場合は、そのときま
で在任することができるといたしました。

附則第九項では、従来教育長を兼ね
てきた助役についての経過措置であり
ますが、この法律公布の日教育長を兼
務している助役は、他の現に在任する
教育長同様本年九月三十日を限度とし
てその任期中引き続き在任することを
認めたものであります。

以上、本法律案の概略を御説明いた
しました。

○佐藤委員長 両案に関する質疑は
追ってこれを行うことといたします。

○佐藤委員長 次に、私立学校法の一
部を改正する法律案を議題とし、提出
者より提案理由の説明を聴取いたしま
す。河野正君。

私立学校法の一部を改正する法律
案

私立学校法の一部を改正する法
律

私立学校法（昭和二十四年法律第
二百七十七号）の一部を次のように改
正する。

第十條第二項中「左の各号に掲げ
る者のうちから、」の下に「それぞ
れ一人以上を」を加え、第二号を第
四号とし、第一号を次のように改め
る。

一 当該都道府県の区域内にある
私立の小学校、中学校若しくは
高等学校の校長又は私立幼稚園
の園長

二 前号に規定する学校の教員

三 第一号に規定する学校を設置
する学校法人の理事（同号に規
定する学校の校長若しくは園長
又は教員である理事を除く。）

第十條第三項中「前項第二号」を
「前項第四号」に、「同項第一号に
規定する者のうちから任命される委
員の数」を「同項第一号から第三号
までに規定する者のうちから任命さ
れる委員の合計数」に、「それぞれの
定数」を「同項第一号から第三号ま
でに規定する者のうちから任命され
る委員の合計定数及び同項第四号に
規定する者のうちから任命される委

員の定数」に改め、同条第四項中
「第二項第一号」を「第二項第一号か
ら第三号まで」に、「定数」を「合
計定数」に改め、「同号の規定にか
かわらず、」を削り、同条第五項中
「第二項第一号」を「第二項第一号か
ら第三号まで」に、「第二項第一
号」を「第二項第一号から第三号
まで」に、「定数」を「合計定数」
に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十九條第二項中「左の各号に掲
げる者のうちから、」の下に「それ
ぞれ一人以上を」を加え、第二号を
第四号とし、第一号を次のように改
める。

一 私立大学の学長

二 私立大学の教員

三 私立大学を設置する学校法人
の理事（私立大学の学長又は教
員である理事を除く。）

第十九條第三項中「前項第二号」
を「前項第四号」に、「同項第一号
に規定する者のうちから任命される
委員の数」を「同項第一号から第三
号までに規定する者のうちから任命
される委員の合計数」に、「それぞ
れの定数」を「同項第一号から第三
号までに規定する者のうちから任命
される委員の合計定数及び同項第四
号に規定する者のうちから任命され
る委員の定数」に、同条第四項中
「第二項第一号に規定する者のうち
から任命される委員のうち、学長又
は教員である理事以外の理事」を「第
二項第三号に規定する者」に、「同
号」を「同項第一号から第三号ま

で」に、「定数」を「合計定数」に
改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第三十八條第一項第二号中「及び
第四十四條第一項」を「並びに第四
十四條第一項第二号及び第三号」に
改め、同条第四項を次のように改め
る。

4 各役員は、それぞれ、他の役員
の配偶者又は三親等以内の親族で
あつてはならない。

第四十二條第一項中第三号及び第
四十四條第一項中第三号及び第
四十四條第二項を次のように改める。

三 第五十條第一項第三号に掲げ
る事由による解散

第四十二條第一項中第五号を第四
号とし、第六号を第五号とする。

第四十四條第一項第一号中「選任
された者」を「互選された者」に、同
条第二項中「前項第一号」を「第一
項第一号」に改め、同項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の一項を
加える。

この場合においては、第五十二
条第一項及び第二項の規定を準用
する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算
して三箇月を経過した日から施行
する。ただし、この法律による改
正後の私立学校法（以下「新法」と
いう。）第十條第二項及び第十九條
第二項の規定は、この法律の施行
後最初に行われる私立学校審議会
又は私立大学審議会の委員の改任
から、新法第四十四條第一項第一
号及び第二項の規定（新法第六十
四條第五項において準用する場合
を含む。）は、この法律の施行の日
から起算して九箇月を経過した日
以後最初に行われる学校法人（新
法第六十四條第四項の法人を含
む。以下本項において同じ。）の評
議員の改選から適用し、新法第三
十八條第四項（新法第六十四條第
五項において準用する場合を含む。）
の規定は、この法律の施行後
に選任される学校法人の理事につ
き適用する。

（解散、合併等に関する経過規定）

2 この法律の施行の際、現にこの
法律による改正前の私立学校法第
五十條第一項及び第二項若しくは
第五十二條第一項及び第二項（同
法第六十四條第五項において準用
する場合を含む。）又は同法第六十
四條第六項の規定による認可の申
請がなされている場合にあつて
は、当該申請に係る解散、合併又
は学校法人若しくは同条第四項の
法人が同項の法人若しくは学校法

人若しくは学校法

人若しくは学校法

人若しくは学校法

人若しくは学校法

人となることについては、新法第五十條第一項若しくは第五十二條第一項（新法第六十四條第五項において準用する場合を含む。）又は新法第六十四條第六項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

○河野（正）委員 ただいま議題となりました私立学校法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を簡単に御説明申し上げます。

そもそも、国家隆昌の基礎を教育に置かねばならないことはもとより説明を要しないところで、しかも教育全体の中にあつて私立学校が重要な地位を占めておることもまた言うまでもないところでございます。このため、私立学校の公共性と特殊性を明らかにし、民主教育を確立するため私立学校のわが国教育における重責を十分に果たせる意味で、昭和二十四年に私立学校法の成立を見たことはすでに御承知の通りでございます。

さて、私立学校法も施行以来六年を経まして、その間の実施状況にかんがみましますに、同法には、いろいろと改正を要する点もあるように存するのでございませう。特に、最近私立学校におきまして種々の問題が発生いたして社会的関心を呼んでおりますこともまた御案内の通りであります。

そこで、今回最も重要と思われる点につきまして、若干の改正を加え、私立学校及び私立各種学校の運営をより一層健全にいたすため、この法律案を提案した次第でございます。

以下簡単にその内容を御説明申し上げますと、第一に、第十條の改正は、

現在私立学校審議会の委員の任命に關し、県によつては私立学校の教員から委員を任命してないところがあるものでありますが、これは現行法からいっても教員のうちからも任命されることが望ましいとされてゐるのでありまして、この趣旨が明確に実現されるように、教員、校長、理事のそれぞれから必ず任命しなければならぬようにいたしましたものでございます。第十條一條を削除いたしましたのは、第十條の改正に伴ひまして実情に沿わなくなつたからでございます。第十九條と第二十條の改正は、私立大学審議会につきましても私立学校審議会の場合と同様に整理いたしました次第でございます。

第二に、第三十八條第四項の改正であります。改正の主旨は十分御理解いただけたと思ひますが、私立学校法成立の過程にあつて私学の特殊性にかんがみ一応配偶者、三親等以内の親族いづれか一名は役員として認められたものであります。今日においては私学の経営者も相當の異動もあり、その必要がなくなつたと考えますので、一名も含まないよう改正したものであります。

第三は、第四十四條の改正であります。これは評議員の選出方法の改正であります。評議員会の重要な地位にかんがみ、職員中から選出される評議員については、職員の互選により選出されるものとし、真に職員の意見を代表する者が評議員として、私立学校の管理に参画できるようにいたしましたのでございます。

また、同条中の第三項は職員及び卒業生以外の者から寄付行為の定めると

ころにより選任される評議員が評議員の總数の半数以内でなければならぬ旨の規定を加えた次第でございます。

第四は、第五十條の改正であります。そもそも学校法人の解散はきわめて重要なものであり、その社会的な影響もきわめて大きいのでございます。現行法では解散事由の一つとして、理事の三分の二以上の同意があれば、別に寄付行為に定めがない限り、解散できることとなつておるのでございますが、これでは学校関係者の意見を無視したり、在學者、卒業者に対する配慮もなされずに解散されるおそれもございますので、これを改正いたしました。この理事の同意による解散の場合には、必ず評議会の議決を必要とすることとしたのでございます。

第五は、合併についての第五十二條の改正でございます。これも右の第四の場合と同様に合併に際しましては、理事の同意のみならず評議員会の議決を必要とすることとしたのでございます。

第六は、第六十四條の改正でございます。これは私立各種学校について、以上のような改正に準じて、私立学校、私立各種学校となる場合は私立各種学校で私立学校となる場合には、やはり合併の場合と同様に評議員会の議決を要することとしたのでございます。

最後に、附則について御説明申し上げますと、この改正法は、公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から原則として施行いたしますのでございますが、現に審議会の委員になつてゐる者につきましては、この法律施行後最初に行われる改選のときから適用すること

といたし、また、評議員につきましては寄付行為の変更を要しますので、この法律施行後九ヶ月経た日以後に行われる改選から適用することといたし、さらに、理事につきましては、この法律施行後に改選される場合から適用することといたしたのでございます。また、現に解散合併等の手続を経てすでに所轄庁に認可が申請されている場合には、あらためて解散合併等の手続をやらずともいかに存せられますので、従前の例によつて手続を変更することなく、解散合併等の手続が進行できるようにいたしましたのでございます。

以上がこの法律案の要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 本案に關する質疑は追つて行うことにいたします。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時三十六分散會

昭和三十一年三月十七日印刷

昭和三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局